

新市街地（戸磯地区）について

1. 「恵庭市所有者不明土地対策計画」の策定について

本市においては、「市内における工業用地の慢性的な不足」、「ラピダス社の千歳市への進出」、「ラピダス社周辺でのデジタル関連産業集積の見込み」などを背景に新たな工業団地整備の開発検討を進めています。

現在、新たな工業団地整備を検討しているエリア内において、公簿情報等を参照しても所有者が直ちに判明しない、又は連絡がつかない土地が存在することを確認しています。

相続件数の増加、土地の利用二重と所有者意識の希薄化により、公簿情報を参照しても所有者が直ちに判明しない、又は連絡がつかない所有者不明土地（「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号）第2条第1項に規定する「所有者不明土地。」）が増加することが見込まれています。

所有者不明土地は、公共事業の実施に際して、所有者の探索等に多大な時間・費用・労力を要し、進捗の遅れや区域変更、事業中止を余儀なくされるなど、円滑な事業実施に大きな支障が生じる要因となっています。

所有者不明土地は今後も更なる増加が見込まれ、利用の円滑化と管理の適正化が喫緊の課題となっていることから、関係機関と連携して所有者不明土地等対策を推進するため、「恵庭市所有者不明土地対策計画」を作成しました。

2. 今後について

今後は、「恵庭市所有者不明土地対策計画」に基づき、土地の実態把握を行うとともに、法に基づき土地所有者関連情報を利用・提供するなど土地所有者探索の円滑化を図ることで、工業団地整備の早期実現を図ることとします。

なお、本年2月19日の本会議において議決いただいた補正予算に基づく「所有者不明土地調査委託」は、本計画に基づき実施するものです。

また、急速に進展するラピダス需要への迅速な対応を行うため、早期開発が可能な手法について引き続き検討を進めて参ります。